

振動規制法特定施設

振動規制法施行令 別表第 1

- 1 金属加工機械
 - イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
 - ロ 機械プレス
 - ハ セン断機（原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。）
 - ニ 鍛造機
 - ホ ワイヤフォーマリングマシン（原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。）
- 2 圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
- 3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
- 4 織機（原動機を用いるものに限る。）
- 5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。）
- 6 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）
- 7 印刷機械（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）
- 8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。）
- 9 合成樹脂用射出成型機
- 10 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）